

盛土規制法 許可要件・規模チェックリスト

(分かる範囲で御記入のうえ相談窓口へお持ちください)

土地の所在地	地番まで御記入ください		
盛土・切土の高さ	最大値で御記入ください	盛土・切土の面積	
盛土・切土の目的			

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 **青文字** 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

※各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

許可事務公所判定チェックリスト

- ☐ 都市計画法第29条(開発許可)の許可を要する
- ☐ 自然環境保全法第25条第4項の許可又は第28条第1項の届出を要する
- ☐ 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の許可又は第17条第1項、第23条第1項若しくは第25条第1項の届出を要する
- ☐ 自然公園法第20条第3項、第21条第3項若しくは第22条第3項の許可又は第33条第1項の届出を要する
- ☐ 県立自然公園条例第10条第4項の許可又は第12条第1項の届出を要する
- ☐ 森林法第10条の2の許可若しくは協議又は第10条の8の届出を要する
- ☐ 森林法第26条又は第26条の2の保安林解除申請を要する
- ☐ 森林法第34条の許可又は届出を要する
- ☐ 国有林野管理経営法第7条の貸付手続を要する
- ☐ 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の許可を要する
- ☐ 農地法第4条又は第5条の許可を要する

いわて盛土情報システムの担当課区分図の判定結果 →